

令和3年度

# 市民後見人養成研修開催のお知らせ

## 市民後見人ってどんな人？

市民後見人は、認知症や障がい等の理由で判断能力が十分ではない方を支援します。同じ地域に住む市民が後見人になることで、住み慣れた地域でのきめ細かな後見活動が可能となります。制度を必要とする方の立場から、生活を支援するために何が最善かを考える市民後見人は、成年後見制度の新たな担い手です。



## 市民後見人の主な仕事

### 財産管理

本人の資産や収支内容を的確に把握し、計画的に必要な支出等を行います。具体的には金融機関との取引、預貯金の管理、年金等の受取り、施設や家賃・公共料金等の支払いなどです。

### 身上保護

定期的な訪問によって、本人が適切に生活できているかどうかを把握し、必要に応じて医療・福祉サービス等の手続きをします。

## 市民後見人の条件は？

- 年齢が25歳以上(令和3年12月31日現在)であること
- 上川中部1市8町内に居住していること
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体に後見人候補者として登録していないこと
- 説明会及び全ての研修カリキュラムに参加できること
- 研修終了後、市民後見人として活動できること など



これらの活動は…

旭川成年後見支援センターや専門家の支援を受けながら行います。また同センターや家庭裁判所に本人の財産状況や活動内容を定期的に報告します。

## 令和3年度市民後見人養成研修(予定)

- 基礎講義(全5日): 9/4~10/9の土曜日(9/25は除く)
- 自治体講義: 10月中旬(1日)
- レポート: 受講前と受講終了時

※研修日程は7月上旬に正式決定します。



## 市民後見人養成研修説明会

日時 令和3年7月27日(火) 18:30~20:30  
ところ ときわ市民ホール 4階多目的ホール  
「市民後見人養成研修」を受講する方は、この説明会への参加が必須です。  
事前にお電話等でお申込みください。

※研修や説明会の日程等は変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター

お問合せは 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 TEL 23-1003 / FAX 23-1118  
Eメール kouken@north.hokkai.net 開設時間 8:45~17:15 (月~金曜日)

※この事業は上川中部の1市8町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町)から受託して実施しています。

## 図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお待ちしています。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて  
【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号  
【応募締切】令和3年6月30日(火)まで(当日消印有効)  
【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(右ページ参照)まで  
※ご意見・ご感想で得た個人情報、はがき・FAX・メールの抽選及び発送以外に使用しません。

70周年 Anniversary



# 社協 はじまりは あなたの笑顔から あさひかわ

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています

共同募金運動期間 10月1日~12月31日



ご意見・ご質問を募集しています! 「旭川市社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会  
http://www.asahikawa-shakyo.or.jp  
【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階  
TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール chiiiki@north.hokkai.net  
【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790



## 住民会員会費へのご協力をお願いします!

社会福祉協議会が取り組んでいるさまざまな事業は、市内にお住まいの皆さんからの住民会員会費によって支えられています。福祉活動やボランティア活動などに直接参加できなくても、会費を納めることで、地域の福祉活動の支援につながる「住民相互による支えあい」の仕組みです。



一世帯の年額 200円(一口)

100円は旭川市社会福祉協議会の活動に  
100円は地区社会福祉協議会の活動に活用しています。



## 旭川市社会福祉協議会が取り組む事業

- ◆ボランティアセンター事業  
ボランティア活動について「活動したい人」と「必要としている人」をつなぎます。
- ◆広報紙「社協あさひかわ」の発行
- ◆各種研修会の開催
- ◆その他、地区社協が取り組む事業に活用させていただいております



この住民会員会費は、戸別または町内会費の一部から、各地区社会福祉協議会を通して納めていただいております。

## 5事業の事務所が移転しました

5月1日より、次の5つの事業が神楽事務所から5条事務所へ移転しました。

- ファミリーサポートセンター 介護型事業
- 認知症高齢者見守り事業
- 認知症サポーター等養成事業
- 福祉除雪サービス事業
- 見守り配食サービス事業

電話番号については決まり次第ご案内しますので、各事業への問い合わせは5条事務所までお願いします。ご不便をおかけいたしますが、今後も変わらぬご支援・ご協力をお願いします。

## 地区社会福祉協議会が取り組む事業

### ◆地域支えあいのまちづくり推進事業

- 【安心見守り事業】  
病気や障がい等の理由で日常生活の中で不安を抱えている方などを隣近所の住民が見守る活動です。
- 【ふれあいサロン事業】  
地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人をつなぐ交流の場として、地域住民が運営しています。



神居雨粉地区社会福祉協議会 ふれあいサロン



北星地区社会福祉協議会 メモリアルウォーキングサロン

- 【啓発・養成・研修事業】  
住民同士の交流や地域のつながりを築くことを目的に、研修会や学習会などを開催しています。

### ◆その他、地域の特性に合わせた事業に活用させていただいております

- 多世代交流のための活動
- 地域のお祭りなどの行事活動 など